

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百三十九条の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定並びに附則第一百三十九条の規定 公布の日から起算して十日を経過した日

二 第十五手中租税特別措置法第九十条の十二第四項の改正規定、同法第九十条の十三の改正規定及び同法第九十条の十四の改正規定 平成三十一年五月一日

三 次に掲げる規定 平成三十年十月一日

イ 第六条の規定（同条中たゞこ税法第十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第十四条の改正規定を除く。）並びに附則第四十六条から第五十一条まで、第一百三十条、第一百三十二条及び第一百三十五条（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第五十条、第五十一条第四項、第五十二条第十二項及び第十三項、第一百三条第三号並びに第一百五条の改正規定に限る。）の規定

口 第十五手中租税特別措置法第八十八条の二の改正規定（同条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める部分を除く。）

四 次に掲げる規定 平成三十一年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項第八号の四の改正規定、同法第九十五条の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第一百六十二条の改正規定及び同法第一百六十五条の六第五項の改正規定並びに附則第三条、第十条及び第十二条の規定

ロ 第二条中法人税法第二条第十二条の十九の改正規定、同法第六十九条の改正規定、同法第一百三十九条の改正規定、同法第一百四十四条の二第五項の改正規定、同法第一百四十四条の六第一項ただし書の改正規定及び同法第一百四十九条第一項ただし書の改正規定並びに附則第二十一条、第二十九条及び第三十八条の規定

ハ 第十一条中国税通則法第一百五条の改正規定

二 第十二条の規定及び附則第五十四条の規定

十三 第十三条の規定及び附則第五十五条の規定

ホ 第十四条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十二条第四項の表国税徵収法の項の改正規定

定

ト 第十五条中租税特別措置法第五条の二第七項第四号及び第五条の二第四項第四号の改正規定、同法第九条の八の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定（同条第五项第二号に係る部分、同項第四号に係る部分及び同条第九项に係る部分（「（平成十四年法律第百五十一号）」を削る部分に限る。）を除く。）、同法第四十条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十条の三の二第二十項の改正規定、同法第四十一条の十三の三第七項第四号の改正規定、同法第四十一条の二十一の改正規定、同法第四十二条の二十二第一項の改正規定、同法第四十二条の二第二項第一号の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定（同条第一項中「が千」を「が百」に改める部分を除く。）、同法第四十二条の三第四項の改正規定、同法第六十六条の四第二十五項の改正規定、同法第六十七条の十六の改正規定並びに同法第六十八条の八十八第二十六項の改正規定並びに附則第七十四条、第七十六条、第八十四条、第一百条及び第一百四十二条の規定

次に掲げる規定 平成三十一年四月一日

イ 第二条中法人税法第四条の三第十二項の改正規定

ロ 第十五条中租税特別措置法第六十七条の五第一項の改正規定（「中小企業者又は」を「中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は」に改める部分に限る。）及び同法第六十八条の百二の二第一項の改正規定（「中小連結法人」の下に「（同項第五号の二に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）」を加える部分に限る。）

六 次に掲げる規定 平成三十一年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定（同項第八号の四に係る部分及び同項第四十一号に係る部分を除く。）、同法第二十二条第一項第五号の改正規定、同法第二十八条第三項の改正規定、同法第三十五条第四項の改正規定、同法第五十七条の二第二項の改正規定、同法第八十三条第一項第一号の改正規定、同法第八十三条の二第一項の改

正規定、同法第八十六条第一項の改正規定、同法第九十三条及び第十四条の改正規定、同法第九十五条第一項の改正規定、同法第一百六十一条第一項の改正規定、同法第一百六十五条の五の二の次に「一条を加える改正規定、同法第一百六十六条の改正規定、同法第一百六十五条の六第一項の改正規定、同法第一百六十六条に一項を加える改正規定、同法第一百八十八条の二の改正規定、同法第一百九十条第二号ホの改正規定、同法第一百九十五条の二第一項第二号の改正規定、同条の次に「一条を加える改正規定、同法第二百十三条第一項第一号イの改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定並びに同法別表第四及び別表第五の改正規定並びに附則第九条及び第十三条から第十五条までの規定

口 第二条中法人税法の目次の改正規定（「第四十一条」を「第四十二条」に改める部分、「・第八十一条の八」を「第八十一条の八の二」に改める部分及び「第一百四十四条の二」を「第一百四十四条の二」に改める部分に限る。）、同法第二編第一章第一節第四款第五目中第四十一条の次に「一条を加える改正規定、同法第六十七条第三項の改正規定、同法第六十八条第一項の改正規定、同法第六十九条の次に「一条を加える改正規定、同法第七十条の二の改正規定、同法第七十二条第三項の改正規定（「。」中）の下に「「確定した決算」とあるのは「決算」と、」を加え、「、「確定した決算」とあるのは「決算」と」を削る部分を除く。）、同法第八十条第一項の改正規定、同法第八十一条の三第一項の改正規定、同編第一章の二第一節第三款第五目中第八十一条の八の次に「一条を加える改正規定、同法第八十一条の十三第二項の改正規定、同法第八十一条の十四第一項の改正規定、同法第八十一条の十五の次に「一条を加える改正規定、同法第八十一条の十七の改正規定、同法第八十一条の十八第一項の改正規定、同法第八十二条の二十第三項の改正規定、同法第八十一条の三十一第一項の改正規定、同法第一百四十二条第二項の改正規定、同法第一百四十二条の六の次に「一条を加える改正規定、同法第一百四十四条の改正規定、同法第一百四十四条の二第一項の改正規定、同法第三編第二章第二節中同条の次に「两条を加える改正規定及び同法第一百四十四条の四第四項第一号の改正規定並びに附則第二十三条、第三十条、第三十四条、第三十五条、第三十九条及び第四十条の規定

八

第三条中地方法人税法第六条第二号イ及び第十二条第三項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十四条の改正規定、同法第十五条第一項の改正規定、同法第十七条第三項の改正規定並びに同法第二十三条第一項の改正規定

二 第十四条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第四条第二項、第四項及び第六項の改正規定

ホ 第十五条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第四十一条の四」を「第四十一条の三の三」に改める部分に限る。）、同法第三条の改正規定、同法第四条の五第六項の改正規定、同法第八条の二の改正規定

定、同法第八条の四の改正規定、同法第八条の五の改正規定、同法第九条第一項第六号の改正規定、同法第九条の三の二の改正規定、同法第九条の六の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第十五条规定の二の改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第三十七条の十四第九項の改正規定（「（平成十四年法律第百五十一号）」を削る部分に限る。）、同法第二章第六節中第四十一条の四の前に二条を加える改正規定、同法第四十一条の十五の三の改正規定、同法第四十

二条の四第八項第一号ニの改正規定、同法第六十七条の十四の改正規定、同法第六十七条の十五の改正規定、同法第六十八条の三の二の改正規定、同法第六十八条の三の三の三の改正規定及び同法第六十八条の百十一第一項の改正規定並びに附則第五十六条から第六十一条まで、第七十条、第七十二条、第七十九条から第八十一条まで、第九十九条及び第一百一条の規定

ヘ 第十九条の規定（同条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項

の改正規定（同項の表租税特別措置法の項中

九十一第四項 及び第六十八 条の九十三の	第六十六条の 七第四項 の三第四項、 第六十八条の	第六十六条の 一及
----------------------------	------------------------------------	--------------

三第四項

七

び法人税
)、復興特別所得税の額(附帯税の額
を除く。)及び法人税

を

項第一号	十三の三	六十八条	第一号及	九十一第	第六十八	四項第一	条の九の	号、第六	第七第四項	第六十六
------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	------

一

、法人税

、復興特別所得税の額(附帯税の額を
除く。)、法人税

に改

第四	の九	び第	四項	條の	号、	三第	十六	第一	条の
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

イ 第二条中法人税法の目次の改正規定(「第一目 受取配当等(第二
次に掲げる規定 平成三十二年四月一日

める部分に限る。)、同法第六十条(見出しを含む。)の改正規定、
同法第六十三条第十六項の改正規定及び同法第六十六条の改正規定を
除く。)及び附則第一百二十六条第一項の規定

十三条—第二十四条)」を「第一目 収益の額(第二十二条の一)

第一目の二 受取配当等(第二十三条—

第二十四条)」に、「第四十一条」を「第四十一条の一」に、「引当

金」を「貸倒引当金」に改める部分、「・第八十一条の八」を「一第

八十二条の八の二」に改める部分及び「第一百四十四条の二」を「第一百

四十四条の二の三」に改める部分を除く。)、同法第三条の改正規定

、同法第二編第一章第三節第二款の次に一款を加える改正規定、同編

第一章の二第三節第二款の次に一款を加える改正規定及び同法第八十

一条の二十五(見出しを含む。)の改正規定並びに附則第三十一条、

第三十六条及び第三十七条の規定

ロ 第三条中地方法人税法の目次の改正規定、同法第三条第一項の改正

規定、同法第十九条第六項第三号の改正規定及び同法第四章第二節の

次に一節を加える改正規定並びに附則第四十二条第一項の規定

ハ 第五条中消費税法第三条の改正規定、同法第四十六条の次に一条を

加える改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定及び同法別表第三

第一号の表保険契約者保護機構の項の改正規定並びに附則第四十五条

の規定

二 第十一条中国税通則法第七十四条の二第一項の改正規定

ホ 第十五条中租税特別措置法の目次の改正規定(「第六十八条の百十

一」を「第六十八条の百十二」に改める部分に限る。)、同法第六十

八条の五を削り、同法第六十八条の四を同法第六十八条の五とする改

正規定、同法第六十八条の三の四の次に一条を加える改正規定、同法

第六十八条の八十八第二十項に後段として次のように加える改正規定

、同法第三章第二十五節中第六十八条の百十一の次に一条を加える改

正規定及び同法第八十七条の六の改正規定並びに附則第一百二条、第一百

十五条及び第一百十七条の規定

ヘ 第十七条中租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条

に一項を加える改正規定及び附則第一百二十三条の規定

ト 第十八条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例

に関する法律第二十二条の次に一条を加える改正規定及び同法第三十

条の次に一条を加える改正規定並びに附則第一百二十四条第二項及び第

四項の規定

八 次に掲げる規定 平成三十二年十月一日

イ 第一条中所得税法第百九十六条第一項の改正規定及び同法第百九十八条の改正規定並びに附則第十六条の規定

ロ 第十五条中租税特別措置法第四十一条第十九項の改正規定、同法第四十一条の二の二の改正規定、同法第四十一条の三第一項の改正規定

、同法第四十一条の三の二第二十項の改正規定、同法第八十七条第一項の改正規定（「同法第二十三条第二項第一号又は第二号」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第一号又は第二号」に改める部分及び「規定にかかるず」の下に「、次の表の上欄に掲げる酒類の移出の日が同表の中欄に掲げる期間のいずれに属するかに応じ」を加え、「百分の八十（合成清酒及び発泡酒にあつては、百分の九十）」を「同表の下欄に定める割合」に改める部分に限る。）、同項に表を加える改正規定及び同条第二項の改正規定（「以下」と「の下に「同項の表中」を加え、「、「百分の九十」を「、「九十分の六十四」とあるのは「百分の八十」と、「百分の九十」に改める部分に限る。」）並びに附則第七十八条、第一百二十条第二項及び第一百二十二条第三項の規定

ハ 附則第一百二十五条の規定

九 次に掲げる規定 平成三十三年一月一日

イ 第一条中所得税法第二百二十八条の四第一項の改正規定及び附則第十八条の規定

ロ 第四条中相続税法第五十九条第五項の改正規定及び附則第四十三条第四項の規定

ハ 第十五条中租税特別措置法第四十二条の二第一項の改正規定（「が千」を「が百」に改める部分に限る。）及び附則第八十五条の規定

二 第十六条の規定及び附則第二十二条の規定

二 第十六条の規定及び附則第二十二条の規定

十 次に掲げる規定 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二号）の施行の日

イ 第一条中所得税法第五十八条第一項第一号の改正規定及び附則第七条の規定

ロ 第二条中法人税法第五十条第一項第一号の改正規定及び附則第二十四条の規定

ハ 第十五条中租税特別措置法第七十条の四第一項第一号の改正規定、同条第二項第一号の改正規定及び同法第七十条の六第一項第一号の改正規定並びに附則第百十八条第六項、第八項、第十一項及び第十四項の規定

の規定

ニ 第二十条の規定及び附則第百二十七条の規定

ホ 第二十二条の規定及び附則第二百二十八条の規定

十一 第一条中所得税法第二百三条の六の改正規定及び附則第十七条の規定
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第二号）の施行の日

十二 次に掲げる規定 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

イ 第一条中所得税法別表第一の改正規定

ロ 第二条中法人税法別表第一の改正規定

ハ 第五条中消費税法別表第三第一号の表地方住宅供給公社の項の次に次のように加える改正規定

ニ 第十条中印紙税法別表第二の改正規定

十三 次に掲げる規定 産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二号）の施行の日

イ 第十条中印紙税法別表第三の文書名の欄の改正規定（「第四十二条第一項」を「第五十四条第一項」に改める部分に限る。）

ロ 第十五条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第七節 景気調整のための課税の特例（第六十六条の三）」を「第六節の二 特別事業のための課税の特例（第六十六条の三）」に改める部分に限る。）

再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算のための課税の特例（第六十六条の三）

特例（第六十六条の二の二）

一に、「第二十節 削除」を「第二十節

特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る連結所得の計算の特例（第六十八条の八十六）に改める部分に限る。

）、同法第十条の五の二第一項の改正規定、同法第十条の五の三第一項の改正規定、同法第三十七条の十三の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条の十二の三第一項の改正規定、同法第四十二条の

十二の四第一項の改正規定、同法第五十五条の二の改正規定、同法第三章第六節の次に一節を加える改正規定、同法第六十八条の十五の五の五一項の改正規定、同法第六十八条の四十三の二の改正規定、同章第二十節の改正規定、同法第八十条第一項の改正規定（「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定（「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定並びに附則第百十九条の規定

十四 次に掲げる規定 生産性向上特別措置法（平成三十年法律第号）の施行の日

イ 第十条中印紙税法別表第三の文書名の欄の改正規定（「第十七号並びに第十八号」を「第十八号並びに第十九号（業務の範囲）」に、「（業務の範囲）に掲げる業務」を「の業務」に改める部分に限る。）ロ 第十五条中租税特別措置法第十条の五の四の次に一条を加える改正規定、同法第十条の六第一項第十一号の改正規定、同号を同項第十二号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第十三号の二に係る部分に限る。）、同法第十九条第一号の改正規定、同法第四十二条の四第八項第二号イの改正規定（「並びに第四十二条の十二の五」を「第四十二条の十二の五並びに第四十二条の十二の六第二項」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十二の五の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条の十三第一項第十五号の改正規定、同号を同項第十六号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第十七号の二に係る部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第五十二条の二第一項の改正規定、同法第五十三条第一項第二号の改正規定、同法第六十八条の九第八項第二号イの改正規定（「並びに第六十八条の十五の六」を「第六十八条の十五の六並びに第六十八条の十五の七第二項」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五の七第一項第十五号の改正規定、同号を同項第十六号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第十七号の二に係る部分に限る。）、同条を同法第六十八条の十五の八とする改正規定、同法第六十八条の十五の六の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の四十第一項の改正規定及び同法第六十八条の四十二第一項第二号の改正規定並びに

附則第二百九条第二項の規定

ハ 第十八条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第十二項の改正規定（「第四十二条の十二の五」の下に「、第四十二条の十二の六第二項」を加える部分に限る。）、同法第十七条の四第一項の改正規定、同法第二十五条の二第十三項の改正規定（「並びに第六十八条の十五の七」を「、第六十八条の十五の七第二項並びに第六十八条の十五の八」に改める部分に限る。）及び同法第二十五条の四第一項の改正規定

十五 第十五条中租税特別措置法第十条の四の二の見出しの改正規定、同一条第一項の改正規定（「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同条第七項の改正規定、同法第十条の五の見出しの改正規定、同条第三項の改正規定（「計算した金額」の下に「当該計画の認定に係る特定業務施設が同法第五条第四項第五号ロに規定する準地方活力向上地域内にある場合には、二十万円に当該特定業務施設に係る当該個人の当該適用年の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額。」を加える部分に限る。）、同条第四項第七号の改正規定（「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める部分に限る。）、同項第十二号の改正規定、同条第九項の改正規定（「特定の地域」を「地方活力向上地域等」に改める部分に限る。）、同法第三十七条第十項の改正規定、同法第四十一条の十九第一項第五号の改正規定、同法第四十二条の十一の三の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定（「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同法第四十二条の十二の見出しの改正規定、同条第三項の改正規定（「計算した金額」の下に「当該計画の認定に係る特定業務施設が同法第五条第四項第五号ロに規定する準地方活力向上地域内にある場合には、二十万円に当該特定業務施設に係る当該法人の当該適用年度の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額。」を加える部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同条第五项第七号の改正規定（「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める部分に限る。）、同項第十二号の改正規定、同法第六十五条の七第十四项の改正規定、同法第六十八条の十五の見出しの改正規定、同条第一

項の改正規定（「平成三十年三月三十日」を「平成三十二年三月三十日」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同法第六十八条の十五の一の見出しの改正規定、同条第三項の改正規定（「連結子法人（認定事業者であるものに限る）」の下に「。以下この項においてそれぞれ「認定連結親法人」及び「認定連結子法人」という」を加え、「）の合計を乗じて計算した金額」を「以下この項において「連結内地方事業所特別基準雇用者数」という。」の合計を乗じて計算した金額（当該計画の認定に係る特定業務施設が同法第五条第四項第五号ロに規定する地方活力向上地域内にある場合には、二十万円に当該特定業務施設に係る当該認定連結親法人及びその各認定連結子法人の当該適用年度の連結内地方事業所特別基準雇用者数の合計を乗じて計算した金額）」に改め地方活力向上地域内にある場合には、二十万円に当該特定業務施設に加入法人地方事業所特別基準雇用者数」という。」を乗じて計算した金額（当該計画の認定に係る特定業務施設が同条第四項第五号ロに規定する部分及び「）を乗じて計算した金額（「を「以下この項において「加入法人地方事業所特別基準雇用者数」という。」を乗じて計算した金額（当該認定連結法人の当該適用年度の加入法人地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額とし、「に改める部分に限る。」）、同条第四項の改正規定、同条第五項第七号の改正規定（「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める部分に限る。）、同項第十二号の改正規定及び同法第六十八条の七十八第十四項の改正規定並びに附則第八十三条第二項の規定 地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の施行の日

十六 第十五条中租税特別措置法第七十条の四第二項の改正規定（同項第一号及び第四号に係る部分を除く。）、同法第七十条の四の二第一項の改正規定、同法第七十条の六第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同条第二項第一号の改正規定、同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同条第六項の改正規定、同条第三十九項第四号の改正規定、同法第七十条の六の二第一項の改正規定、同法第七十条の六の四第十五項第二号及び第六号の改正規定、同条第十六項の改正規定、同条を同法第七十条の六の六とし、同条の次に一条を加える改正規定（同法第七十条の六の四を同法第七十条の六の六とする部分に限る。）、同法第七十条の六の三の次に二条を加

える改正規定、同法第七十条の八第四項の改正規定、同法第七十条の八の二第四項第二号の改正規定、同法第九十三条第五項の改正規定（「第七十条の六の四第十九項」を「第七十条の六の六第十九項」に改める部分に限る。）並びに同法第九十八条の表の改正規定（同表の都道府県の項目中「第七十条の六の四第二十項」を「第七十条の六の六第二十項」に改める部分及び同表の市町村の項に係る部分に限る。）並びに附則第百十八条第十二項、第十七項及び第十八项並びに第百三十七条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号の改正規定（「第七十条の六の四第二十項」を「第七十条の六の六第二十項」に改める部分に限る。）及び同項第二号の改正規定に限る。）の規定 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第 号）の施行の日

十七 第十五条中租税特別措置法第七十条の六の四を同法第七十条の六の六とし、同条の次に一条を加える改正規定（同法第七十条の六の四を同法第七十条の六とする部分を除く。）、同法第七十条の八の二第四項第二号の次に一号を加える改正規定及び同法第九十三条第五項の改正規定（「第七十条の七第十三項第十二号」を「第七十条の六の七第十六項、第七十条の七第十三項第十二号」に改める部分に限る。）並びに附則第一百十八条第十九項の規定 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の施行の日

十八 第十五条中租税特別措置法第八十三条の二を同法第八十三条の二の二とし、同法第八十三条の次に一条を加える改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の施行の日

十九 第十五条中租税特別措置法第八十四条の二の二に係る部分に限る。）の改正する法律（平成三十年法律第 号）の施行の日

二十 第十五条中租税特別措置法第八十四条の二の次に二条を加える改正規定（同法第八十四条の二の二に係る部分に限る。） 道路法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の施行の日

二十一 第十五条中租税特別措置法第八十四条の二の次に二条を加える改正規定（同法第八十四条の二の二に係る部分に限る。） 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第 号）の施行の日

二十二 第十五条中租税特別措置法第八十四条の七第四項の改正規定 産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

二十二 第十五条中租税特別措置法第九十条の十二第一項第四号イ(2)の改正規定（「（昭和五十四年法律第四十九号）」を削る部分を除く。）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十号）の施行の日

（所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法（以下附則第十八条まで及び第八十一条において「新所得税法」という。）の規定は、平成三十二年分以後の所得税について適用し、平成三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（非居住者又は外国法人に係る恒久的施設の定義に関する経過措置）

第三条 新所得税法第二条第一項第八号の四（非居住者に係る部分に限る。）の規定は、平成三十一年分以後の所得税又は同年一月一日以後に支払を受けるべき新所得税法第二百十二条第一項に規定する国内源泉所得について適用し、平成三十年分以前の所得税又は同日前に支払を受けるべき第一条の規定による改正前の所得税法（以下附則第十八条までにおいて「旧所得税法」という。）第二百十二条第一項に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。

2 新所得税法第二条第一項第八号の四（外国法人に係る部分に限る。）の規定は、平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度において支払を受けるべき新所得税法第五条第二項第二号に規定する外国法人課税所得について適用し、同日前に開始した事業年度において支払を受けるべき旧所得税法第五条第二項第二号に規定する外国法人課税所得については、なお従前の例による。

3 第一項の規定により新所得税法第二条第一項第八号の四の規定の適用がある場合における旧恒久的施設を有していた非居住者（平成三十年十二月三十日において旧所得税法第二条第一項第八号の四に規定する恒久的施設（次項第一号において「旧恒久的施設」という。）を有していた非居住者であつて、新所得税法第二条第一項第八号の四に規定する恒久的施設（次項各号において「新恒久的施設」という。）に該当するものをしていなかつたものをいう。）に係る所得税法その他所得税に関する法令の規定

の適用については、同法第二条第一項第四十二号中「非居住者で恒久的施設を有するもの」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十号）附則第三条第三項（非居住者又は外国法人に係る恒久的施設の定義に関する経過措置）に規定する旧恒久的施設を有していた非居住者」とする。

41

第一項又は第二項の規定により新所得税法第二条第一項第八号の四の規定の適用がある場合における所得税法及び租税特別措置法の規定の適用について、次に定めるところによる。

一 旧恒久的施設を有していなかつた外国法人（平成三十年十二月三十一日において旧恒久的施設を有していなかつた外国法人であつて、新恒久的施設に該当するものをしていたものをいう。以下この項において同じ。）が平成三十一年一月一日において新恒久的施設を有することとなつた場合における当該旧恒久的施設を有していなかつた外国法人の同日前に発行した債券の利子のうち当該新恒久的施設を通じて行う事業に係るものについては、所得税法第二百六十二条第一項第八号に掲げる国内源泉所得に該当しないものとみなす。

二 旧恒久的施設を有していなかつた外国法人が平成三十一年一月一日において新恒久的施設を有することとなつた場合における当該旧恒久的施設を有していなかつた外国法人により同日前に国外において発行された債券（当該新恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令で定めるものに限る。）で、その利子の支払が国外において行われるものについては、租税特別措置法第六条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

三 割引債（租税特別措置法第四十一条の二第六項第一号に規定する割引債をいう。以下この号において同じ。）の償還金に係る同項第三号に規定する差益金額（旧恒久的施設を有していなかつた外国法人が平成三十一年一月一日において新恒久的施設を有することとなつた場合における当該旧恒久的施設を有していなかつた外国法人の同日前に発行した割引債の償還金のうち当該新恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令で定める金額に係るものに限る。）については、同条の規定は、適用しない。

四 旧恒久的施設を有していなかつた外国法人が平成三十一年一月一日において新恒久的施設を有することとなつた場合における当該旧恒久的施

設を有していなかつた外国法人の同日前に発行した割引債（租税特別措置法第四十一条の十三の二第一項に規定する割引債をいう。以下この号において同じ。）の償還差益（同項に規定する償還差益をいう。以下この号において同じ。）のうち当該新恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令で定めるものについては、同項の規定により所得税法第一百六十一条第一項第二号に掲げる国内源泉所得とみなされる割引債の償還差益に該当しないものとみなす。

5 前二項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定により新所得税法第二条第一項第八号の四の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（配当等とみなす金額に関する経過措置）

第四条 新所得税法第二十五条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる合併及び同項の分割型分割について適用する。

（個人の返品調整引当金に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に旧所得税法第五十三条第一項に規定する事業（以下この項及び第三項において「対象事業」という。）を営む個人（この法律の施行の際現に営まれている対象事業につき施行日以後に移転を受ける個人を含む。第三項において「経過措置個人」という。）の平成三十年から平成四十二年までの各年分の事業所得の金額の計算については、同条（旧所得税法第一百六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧所得税法第五十三条第一項中「政令で定めるところにより計算した金額」とあるのは、平成三十四年分については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の九に相当する金額」と、平成三十五年分については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の八に相当する金額」と、平成三十六年分については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の七に相当する金額」と、平成三十七年分については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の六に相当する金額」と、平成三十八年分については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の五に相当する金額」と、平成三十九年分については「政令で定

めるところにより計算した金額の十分の一に相当する金額」と、平成四十一年分については「政令で定めるところにより計算した金額の三分に相当する金額」と、平成四十一年分については「政令で定めるところにより計算した金額の二分の一に相当する金額」と、平成四十二年分については「政令で定めるところにより計算した金額の十分の一に相当する金額」とする。

2

前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧所得税法第五十三条第一項の規定により平成四十二年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された返品調整引当金勘定の金額は、平成四十三年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 旧所得税法第五十三条第一項の規定により施行日前に対象事業を営んでいた個人（経過措置個人を除く。）の平成二十九年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された返品調整引当金勘定の金額その他これに準ずるものとして政令で定める金額は、平成三十年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

4 前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(株式交換等に係る譲渡所得等の特例に関する経過措置)

第六条 新所得税法第五十七条の四第一項の規定は、施行日以後に行われる株式交換について適用し、施行日前に行われた株式交換については、なお従前の例による。

(固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置)

第七条 新所得税法第五十八条第一項の規定は、個人が附則第一条第十号に定める日以後に行う同項の交換について適用し、個人が同日前に行つた旧所得税法第五十八条第一項の交換については、なお従前の例による。

(リース譲渡に係る収入及び費用の帰属の時期に關する経過措置)

第八条 施行日前に旧所得税法第六十五条第三項に規定する延払条件付販売等（以下この条において「延払条件付販売等」という。）に該当する旧所得税法第六十五条第一項に規定する資産の販売等（新所得税法第六十五条第一項に規定するリース譲渡を除く。以下この条において「特定資産の販売等」という。）を行つた個人（施行日前に行われた延払条件付販売等に

該当する特定資産の販売等に係る契約の移転を受けた個人を含む。) の平成三十年から平成三十五年までの各年分の事業所得の金額の計算については、旧所得税法第六十五条(特定資産の販売等に係る部分に限るものとし、旧所得税法第百六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

2) 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧所得税法(第一号、次項及び第七項において「旧効力所得税法」という。)第六十五条第一項本文(旧所得税法第百六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。次項及び第七項において同じ。)の規定の適用を受ける個人の延払条件付販売等に該当する特定資産の販売等に係る収入金額及び費用の額が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該収入金額及び費用の額(当該各号に定める年の前年以前の各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入されるものを除く。次項においてそれぞれ「未計上収入金額」及び「未計上経費額」という。)は、当該各号に定める年(次項及び第四項において「基準年」という。)の年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。

一 当該特定資産の販売等に係る収入金額及び費用の額につき平成三十年から平成三十五年までの各年において旧効力所得税法第六十五条第一項に規定する延払基準の方法により経理しなかつた場合 その経理しなかつた年

二 当該特定資産の販売等に係る収入金額及び費用の額のうち、平成三十年までの各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入されなかつたものがある場合 平成三十六年

3) 旧効力所得税法第六十五条第一項本文の規定の適用を受ける個人の延払条件付販売等に該当する特定資産の販売等に係る収入金額及び費用の額が前項各号に掲げる場合に該当する場合において、当該特定資産の販売等に係る未計上収入金額が当該特定資産の販売等に係る未計上経費額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額(事業を廃止した日の属する年及び同号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える年にあつては、同号に掲げる金額)を、基準年以後の各年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。

一 当該未計上収入金額及び未計上経費額を百二十で除し、これにその年において事業を営んでいた期間の月数を乗じて計算した金額

二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 当該未計上収入金額及び未計上経費額

ロ イに掲げる金額のうちその年の前年以前の各年分の事業所得の金額

の計算上総収入金額及び必要経費に算入された金額

4| 前項の規定は、基準年の年分の所得税に係る確定申告書に同項の規定の

適用を受ける旨の記載がある場合に限り、適用する。

5| 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるとときは、第三項の規定を適用することができる。

6| 第三項第一号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

7| 旧効力所得税法第六十五条第一項本文の規定の適用を受けている個人が死亡し、又は出国をする場合における延滞条件付販売等に該当する特定資産の販売等に係る収入金額及び費用の額の処理の特例その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(分配時調整外国税相当額控除に関する経過措置)

第九条 新所得税法第九十三条の規定は、居住者が平成三十二年一月一日以後に支払を受ける同条第一項に規定する集団投資信託の収益の分配に係る同項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。

(外国税額控除に関する経過措置)

第十条 新所得税法第九十五条第七項の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(確定所得申告を要しない場合に関する経過措置)

第十一條 新所得税法第一百二十二条第三項の規定は、平成三十年分以後の所得税について適用し、平成二十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(非居住者に係る租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得に関する

(経過措置)

第十二条 新所得税法第二百六十二条第二項の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(非居住者に係る分配時調整外国税相当額の控除に関する経過措置)

第十三条 新所得税法第二百六十五条の五の三の規定は、恒久的施設を有する非居住者が平成三十二年一月一日以後に支払を受ける同条第一項に規定する集団投資信託の収益の分配に係る同項に規定する分配時調整外国税相当額について適用する。

(公的年金等に係る国内源泉所得に対する所得税に関する経過措置)

第十四条 新所得税法第二百六十九条第三号及び第二百十三条规定は、平成三十二年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二百六十一條第一項第十二号口に掲げる年金について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百六十一条第一項第十二号口に掲げる年金については、なお従前の例による。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第十五条 新所得税法第二百九十条及び別表第二から別表第五までの規定は、平成三十二年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二百八十三条第一項に規定する給与等（次項において「給与等」という。）について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第二百九十五条の規定は、平成三十二年一月一日以後に支払を受けるべき給与等について提出する同条第一項に規定する給与所得者の基礎控除申告書について適用する。

(給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例に関する経過措置)

第十六条 新所得税法第二百九十八条第七項の規定は、平成三十二年十月一日以後に提出する新所得税法第二百九十六条第三項に規定する給与所得者の保険料控除申告書について適用する。

(源泉徴収等を要しない公的年金等に関する経過措置)

第十七条 新所得税法第二百三条の六の規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に支払うべき新所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

(支払調書等の提出の特例に関する経過措置)

第十八条 新所得税法第二百二十八条の四第一項の規定は、平成三十三年一月一日以後に提出すべき同項に規定する調書等について適用し、同前に提出すべき旧所得税法第二百二十八条の四第一項に規定する調書等については、なお従前の例による。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十九条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(適格合併等の定義に関する経過措置)

第二十条 新法人税法第二条第十二号の八、第十二号の十一、第十二号の十四及び第十二号の十六から第十二号の十八までの規定は、施行日以後に行われる合併、分割、現物出資、株式交換等及び株式移転について適用し、施行日前に行われた合併、分割、現物出資、株式交換等及び株式移転については、なお従前の例による。

(外国法人に係る恒久的施設の定義に関する経過措置)

第二十一条 新法人税法第二条第十二号の十九の規定は、外国法人の平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税について